

平成29年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年11月21日（火）

〔委員会の概要 企業局関係〕

元木委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第27号 徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について

小原企業局長

それでは、今議会に提出を予定しております企業局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りいたしております県土整備委員会説明資料の1ページをお開きください。

徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、株式会社ティビィケイを徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場の指定管理者として指定するものでございます。

指定期間は、平成30年4月1日から、平成35年3月31日までの5年間でございます。

お手元に説明資料として、企業局指定管理候補者の選定結果についてをお配りいたしておりますので御覧ください。

まず、申請団体でございますが1に記載のとおり株式会社ティビィケイの1団体でございます。

次に、2、選定理由でございますが、徳島県企業局指定管理候補者選定委員会において審査した結果、施設の設置目的を的確に把握した管理運営方針のもと、具体的かつ適切な維持管理計画や利用者ニーズを踏まえたサービスの提供及び新たな利用促進策も検討されていることから、株式会社ティビィケイが候補者として適格であるとの報告があり指定管理候補者として選定したものでございます。

なお、3、選定委員会委員名簿、4、選定の経過、5、総合評価及び6、指定管理候補者の主な提案内容につきましては資料に記載のとおりでございます。

今後、今議会で指定管理者の指定について議決を頂き、株式会社ティビィケイを指定することとしております。

企業局としましては指定管理者共々、利用者サービスの一層の向上を図るとともに引き続き効率的な経営に努めてまいりたいと考えております。

以上が11月定例会県議会に提出を予定しております企業局関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。  
よろしく御審議のほど、お願いいたします。

元木委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

眞貝委員

指定管理が藍場町地下駐車場と松茂駐車場ということで、指定管理が株式会社ティビィケイに決まったようなんですが、今回申請は何社あったんですか。

森経営企画戦略課政策調査幹

申請団体は1社でございました。

眞貝委員

1社ということなんですが、いろいろ指定管理を県が発注しているようですが、どことも非常に申請の数が少なく限られたところになっているような気がします。

今回も1社ということなんですが、今回募集要項について、数社ができるような何か工夫をしたのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

森経営企画戦略課政策調査幹

公募に当たっての工夫ということでございます。まず、本県の全体の取組としまして、県のホームページで案内サイトを開設いたしまして御案内を差し上げるとともに、公募期間を従来1か月程度だったものをおおむね2か月を確保しております。取組としまして、現地説明会の日程を複数回開催しまして、経営計画に関する具体的な資料を提供するなど申請者への情報提供も充実させております。

それから、指定管理者からの御要望もありましたので、施設サービスの更なる向上を図るために、指定管理期間を原則5年に延長をしております。そのように、いろいろな取組をしまして応募者の増加に向けて申請者の利便性の向上を図ったところでございます。

眞貝委員

ここの指定管理をするに当たって、今回3回目ということなんですが2回目と違う何か見直しを図ったところはあるのですか。

森経営企画戦略課政策調査幹

見直しにつきましては、先ほども申しました指定管理期間を3年から5年に変更してございます。これは全庁的な取組でもございます。それから、固定納付金の納付金額につき

ましても6,500万円から7,500万円に変更してございます。

#### 眞貝委員

6,500万円から7,500万円に上がったということなのですが、指定管理を受けるほうが、負担があるということになるとは思うんですが、なぜ、そのように1,000万円上がったのかということになってくると思うんです。それが原因で1社しか募集がなかったのかなと思うんですが、そののところどうなんですか。

#### 森経営企画戦略課政策調査幹

固定納付金についてでございます。納付基準につきましては指定管理期間中の収入予測を踏まえた上で、指定管理期間の企業局の最低限の必要経費を上回る、現指定管理者の納付額を基準としております。

#### 眞貝委員

7,500万円ということなのですが、それで企業が指定管理を受けると、今後7,500万円に上げた中で企業がどのように企業努力をしていくのか、それと今後どのように具体的に進んでいくのか御説明いただきたいと思います。

#### 森経営企画戦略課政策調査幹

企業のほうからは、この指定管理の公募に当たりまして申請を出していただきまして、その申請に基づいていろいろな提案等も受けております。それにつきましては企業局と指定管理者で協議をしまして、今後の健全経営に向けて運営をしたいと考えております。

もう一つ、今後のスケジュールについてでございます。今後は本日の委員会を終了後、ホームページで指定管理者の社名を公表しますとともに、11月27日に指定管理者の指定議案の提案をさせていただきます。12月15日閉会日に議決を頂くような予定となっております。

また3月上旬には駐車場の管理運営に関する基本協定書、3月下旬には駐車場の管理運営に関する年度協定書の締結を予定しております。4月1日には次期指定管理者の指定管理の開始を予定してございます。

#### 眞貝委員

6,500万円から7,500万円に上がったということは、指定管理に魅力があるということだと思います。これからも健全な経営でやっていただきたいと思っておりますし、1,000万円も上がってでも受けるのであれば、やはり利益が今後出るんだろうと。ただ、県営でございますので、松茂に当たっては周辺に非常に安い駐車場もたくさんあると思っておりますので、それと同じように特化していってしまったら、民間の事業者も圧迫すると思うので、そのところを工夫してこれから運営していただきたい。それと県民に喜んでいただけるようなことも重ねて運営をしていただきたいということを要望して終わります。

#### 古川委員

今回いろいろな部局からたくさん指定管理の議案が提出されていますけど、企業局も今回、株式会社ティビィケイが3回目で5年に延長されたということで、前の2回は3年だったんですね。一つ気になっているのが、国のほうも働き方改革ということで長時間勤務の上限設定の法律もできていくと思います。そういう中で指定管理先の労務管理、そのあたりを就業しやすい環境の整備とかは、どうやってしてチェックしていくかという部分が大事だと思うんです。委託先のコンプライアンスというのがすごく大事だと思うんで、今、株式会社電通とかNHKとかいろいろ問題が起こって、こういう労働の管理の部分も更に厳しくなってきたと思うんですけども、県の委託先が問題を起こしたとしたら、今回の音楽の関係もいろいろありますが、大きい問題になってくると思いますんで、このあたりの労務管理のチェックはどうしていくのかというのはありますか。

元木委員長

小休いたします。（10時46分）

元木委員長

再開いたします。（10時46分）

志田企業局副局長

株式会社ティビィケイの労務管理の関係でございますけども、まず、指定管理候補者の選定に当たりまして、株式会社ティビィケイのほうからサービスの向上策と併せて従業員の労務管理についての基本的な方針でありますとか、どのような保険を締結しているのかというあたりの具体的なお話を伺っております、それで妥当なものという判断をしております。

ただ、今後も運営をしていく中で機会があるごとにそのあたりのチェックとか、企業とのヒアリングをしていきたいと思っておりますし、株式会社ティビィケイのほうでは、これまでの管理の中で従業員については必要に応じて増員が必要であるという場合には、人を増やして対応をしているということで、そういう意味では特定の職員に過度の負担がかかるようなことがないような配慮もしておりますので、これまでの実績から見てみますと信頼できるのではないかなということがあります。今後ともそのあたりを定期的にチェックをしてまいりたいと思います。

古川委員

今までの実績から見ても安心してフレキシブルに人員配置も検討していってもらおうということで、でも今回1,000万円増やしたわけですから、このあたりも厳しくなってくると思うんですね。このあたり、しっかりとチェックしていく体制を取っていかないといけない、締め付けるだけではないかと思うので、機会あるごとにヒアリングを行う、チェックをしていくということなんですけど、もうちょっと具体的に、定期的にやって、どういう機会があつて、どのような体制でヒアリングをしているんですか。

志田企業局副局長

例えば、2か月に1回とか決めたものはないんですけども、日頃からいろいろな日常管理の中でお客様から寄せられました要望でこういうのがきたとか、いろいろなことで日々情報交換しておりますので、そういう中で人員体制とか職員状況についてもお聞きしているということにしております。

古川委員

年に1回、職員が行って監査みたいなのはしてませんでしたか。

元木委員長

小休いたします。（10時49分）

元木委員長

再開いたします。（10時49分）

森経営企画戦略課政策調査幹

年に1回、年度末に検査に行きまして現地で確認したものを、次の年度の6月に行政改革室のほうからホームページで公表してございます。

古川委員

こんな基本的なことを管理者が知らないというのは、ちょっと厳しいものがあるなとすぐ感じますけども、このあたり業務なんですから、しっかり把握をしてルーチンで機械的にするのではなく、やっぱりきちっと上の者もチェックをしながら、下に任せるのじゃなく意識してやっていかないといけないと思います。どうしても職員が出納関係とかのあたりはチェックできても、労務管理というのはなかなか県の職員でも難しい部分があると思うんです。このあたりやっぱり専門家に見てもらう体制は考えて、これは企業局だけではなくて全庁的にですね、今回、株式会社ティビィケイだけでもできるとは思いますし、そのあたり労働条件のプロとなると社会保険労務士の資格を持っている方というのが適当だと思います。

ほかの東京都の自治体なども、そういうようなかたちで指定管理先のモニタリング制度とか進めているところが増えてきています。財務条件については税理士とか公認会計士とか企業診断士とか資格を持ってる方、労務関係については社会保険労務士の資格を持ってる方、こういう方にしっかりと法的な部分がクリアできているのか、きちっと働きやすい環境づくりができているのか、そういうところをチェックするように基本方針を立てて取り組んでいるところもあります。今回委託先でいろいろな問題が起こるということも十分考えられますので、そのあたりもししっかりと企業局は企業局なりに考えて進めていってほしいと思いますけどどうでしょうか。

志田企業局副局長

まず、指定管理候補者の選定に当たりましては、先ほども局長のほうから説明がありました、資料の中にもございます選定委員会の中には、労務管理の専門家あるいは財務の専

門家とか、この辺の専門家を含めた5名の選定委員で計画が適切なものかどうか判断しております。今後、運営する中で企業局の行う監査とかの中で、どのようなかたちで専門家の視点を入れていくか、チェックを入れていくかということについては研究させていただきたいと思います。

#### 古川委員

すぐには、やりますとなかなか言えないと思いますので、しっかりと検討していただきたいと思います。企業局以外でもこの話はしていこうと思ってますけど選定の際に労働関係の専門家、今回、藤原学さんが入ってくれているのですね。藤原学さんが社会保険労務士の資格を持っているのかどうかというのはわかりませんが、資格を持っていない人というのは、なかなか難しいところもあると思うので、この審査のときのチェックで十分できているのかなあという部分はあると思います。聞くところによるとお金も余りかからないみたいで、社会保険労務士が2、3人が担当して20から30万円位と聞いていますので、企業局だけで予算をとってやろうと思えばすぐできるぐらいの額ですので、このあたりもしっかりと研究をしていただきたいと思います。

#### 黒崎委員

わざわざ意識して1行書いてくれてあるんで、選定結果についてという中から、「安定した経営基盤を有しており、新たな利用促進策を検討されていることから」ということです。安定した経営基盤があると判断して、新たな利用促進策もあるとはどんなことなのでしょう。具体的に説明していただけませんか。安定した経営基盤をどのように評価したのか、あるいは新たな利用促進策をどう評価したのか。

#### 志田企業局副局長

まず、経営基盤の点でございますけれども、選定委員会におきまして申請者から出されております経営指標、自己資本比率とか流動比率とか、そのあたりの数字を税理士の方からも評価を頂きまして、それから法人の決算の書類とかそういうものも専門の方に見ていただきまして、これまでの駐車場の経営実績も含めて、安定した経営が今後5年間見込まれると判断したところでございます。

また、新たな利用促進策につきましては、まず一つは利用料金を松茂、藍場町両方でございますけれども、もう少し利用しやすい、もう少し価格を低く設定するというようなことも今後周辺の民間に圧迫を与えない範囲でできるかということを検討するということがありますとか、あるいは藍場町地下駐車場につきましては、夜間の利用をもう少し拡大できないかということで、例えばですが出庫時間を今11時ですけれども、それをもう少し遅くまで出られるようにするとかというようなことも、これも周辺の状況を勘案しながら、企業局と相談しながらやっていきたいというような提案も出されておきまして、そのあたりここに書いてある具体的に新たな利用促進策も提案されているところで評価したところでございます。

#### 黒崎委員

経営基盤については、客観的に税理士もおいでになるのでそこが審査したら間違いなかったという判断ですね。新たな利用促進策も利用方法について、より便利なかたちを考えたということなんですが、特に松茂あたりは今も眞貝委員がおっしゃったけれども、本当に競争が厳しいと思います。この間も大阪へ行ったとき、100円で24時間なんてのを平気でやってるんですよ。砂利を敷いたままでお金をかけずに1日24時間で100円というふうな所が近所にできてますので、それとの競争ばかり意識しすぎたら、また行く方向も間違ふところもありますので、安くすればいいかということでもないような気がします。

ですから、場所が持っている有利性というのも十分にありますので、そのところ料金設定というのは安くすればいいという方向じゃなくて、よりそこに止めることの利便性とサービスというようなこともお考えになって、決めていただけるようなことが大切なのかなと、そう考えておりますのでそんなことも加味していただいて管理者と十分お話をさせていただきたいと思います。

少なくとも半期に1回くらいは売上げをチェックしたり利用に関してのいろいろな情報交換をするということは、当然ながらやっていただきたいなと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

#### 重清委員

1点だけ、これ5年になったんですが理由はどういう理由ですか。ちょっとわかりにくい。3年と5年といろいろ違いがあるが、指定管理者が何で3年があり5年がありしているのか、まず教えていただけますか。

#### 志田企業局副局長

指定管理者制度の指定管理の期間については、制度の発足時から大きく3年と5年の二つのパターンがありましたけれども、今回の指定管理候補者の選定に当たって、ちょうど全庁的に今年が新たに指定管理者を決めるという時期になっているんですけども、申請者側のニーズを踏まえまして、基本的には5年間というかたちで考えていくという全体の方針があります。3年と5年を比べた場合に3年のほうが競争の機会が増えるので、競争性という意味では3年のほうが高まるんですが、ただ、指定管理を行う企業、団体のほうからみてみますと3年で計画を立てるより5年間という中で自分たちがどのような運営をしていくのかを考えるほうが、計画も立てやすく受けた後の運営もしやすいということで、基本的には申請者側のニーズを踏まえたかたちで3年であったものも5年にできるものは5年にするという全体方針に基づいて、企業局のほうも5年ということで募集をさせていただいているところです。

#### 重清委員

経営者側の理由でこうやっている。県としては3年でも5年でもどちらでもいいですよと、議会としてはどっちなのか決めなければならない。次の危機管理部や県土整備部も3年と5年で分かれてるんですが、何で統一しないのか、どういうメリットがあつて5年にしたのか、これがいいんだったら全て5年にしたらどうか。3年から5年に変わってる理

由を教えてください。企業側はみんな5年にしてくださいと言ってくると思うがこの理由だけで全部5年に変えていくのかなと。次の部で3年のところも聞きますが、なんで5年にしないのか。もうちょっとここの3年と5年の違い、県としても統一性がないのではないかなと思ったんですが、単純に企業側が言ってきたから5年にしたという解釈でよろしいんですか。

#### 志田企業局副局長

指定管理の期間については、基本的にはそれぞれの施設の特性に応じて、どの程度がいいのかと考えるわけなんですけれども、その中で先ほど申し上げましたように、3年と5年という大きく言うと二つのパターンなんですけれども、それぞれその施設の特性というのがありますので、ほかの施設についてはそれぞれ事情があるかと思えます。企業局の駐車場について言えば、今まで3年でしたが5年間のほうが申請者側の希望を考えた場合に安定的に計画を立てて運営できるということ、5年間というほうが企業局としても申請者側の意思を尊重できる施設であり安定した経営が期待できるということで、申請者側のニーズを踏まえることができる施設であるという判断で5年間に伸ばしたということです。

#### 重清委員

大体、ほかのところも一緒に5年のほうがいいでしょう。3年よりも5年のほうが計画を立てて指定管理を受けたいというのは当然と思うんですが、県として基準がちょっとわかりにくい。恐らく企業のほうだったら5年、7年、10年がいい、継続して人を採用できますというのがどうしてもあると思いますけれども、県としてもうちょっと統一性を持ったらどうかというのは、企業局はここ一つだけやからいいですが、こういう理由でこの施設は3年より5年ですというのであったら、もうちょっと統一しとってもらえないかなというのが、今ちょっと思ったので後の部も聞こうと思います。

#### 志田企業局副局長

ちょっと補足しますと、先ほどと同じことになるかもわかりませんが、指定管理者制度ができた時から3年がいいのか5年がいいのかという議論はあって、3年というのは企業側にとっては短いのかなと、ただ5年というのは先ほども言いましたように競争性の面で、5年に一度しか競争のチャレンジができないのでちょっと長すぎるのかなということ、3年、5年と二つのパターンでやってきたわけなんです。けれども、指定管理者制度もある程度定着してきました、いろいろ指定管理者側のニーズを踏まえたときに、やはり3年は経営上短すぎると、やはり5年で安定した計画を立てさせてほしいというような声が多く、それを踏まえたかたちで基本的に5年間、指定する県側のほうも5年でできるほうがより良い運営ができるであろうという判断ができるのであれば、指定管理者側の受ける側の声を踏まえて5年にしているのではないかということで、全体的には今回3年から5年のところが増えたというような状況です。ただ、あくまでもそれぞれ個別の施設の特性、事情がありますのでその中で3年ということになっているところもあるかと思えます。



元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時07分）